

する新規検査の申請

- 二 道路運送車両法第十三条第一項に規定する登録自動車であつて、同法第九十四条の五第一項の規定により保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第六十二条第一項に規定する継続検査の申請の手続
- 2 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、次の各号に定める者とする。
 - 一 前項第一号の申請については一般社団法人日本自動車販売協会連合会
 - 二 前項第二号の申請については一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

検査の申請

- 2 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、社団法人日本自動車販売協会連合会とする。